入札説明書に関する質問への回答書(2)

案件名：サモア国沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト向け機材

本件入札説明書に関する質問と回答は以下の通りです。

No.	公示番号：機－１５０６Ａ－０１ 質　問　事　項	回答日：２０１５年６月１９日 回　答　内　容	調達部契約第三課長 備　考
1	＊機材仕様明細書番号1-1 メーカーの説明によりますと、Compact Versionでは、データーロガー用端子は変換器に付きますが、IP68の密封性を保つためにコネクターにケーブルが付属しています。 つきましては、ケーブル付き端子　IP68 connector with 25m ｜75ft output cable をお認め戴きたくお願い申し上げます。	機材仕様明細書で銘柄指定されたとおりの品名、Part Numberの機材、付属品が構成されていれば問題ありません。「ケーブル付き端子　IP68 connector with 25m ｜75ft output cable」がメーカー規定の標準付属品であれば、付属する事には問題ありません。	
2	＊＊機材仕様明細書番号１-2 メーカーの説明によりますと、電磁流量計Waterflux3070とは、流量計本体Waterflux3000と変換器IFC070との組み合わせになります。Wateflux3000本体はIP68ですが、変換器IFC070は、Remote Versionの場合では本体と変換器がケーブルで接続され別々に設置されるタイプであるため、IP67になります。 つきましては、Compact Versionにおいて、本体IP68、変換器IP67を お認め戴きたくお願い申し上げます。	変換器の保護等級IP67を認めます。	
3	1-2　電磁流速計 保護等級：IP68　以上 Waterflux 3700 Remote version (Field mount type)は流量計本体（waterflux3000）と変換器（IFC070)の分離型です。 本体はIP68です。変換器はIP67になりますが、よろしいでしょうか。	No.2の回答をご覧ください。	
4	1-2　電磁流速計 付属品：通信ケーブル（長さ15m、1本/台） メーカーで取扱がなく付属されておりません。別に用意する必要がございますか。	機材仕様明細書に記載のとおりの通信ケーブルを特別付属品として構成してください。	
5	入札説明書別冊Ⅰ　の　機材仕様明細書　について 機材仕様明細書は全て和文になっておりますが、英文版がございませんでしょうか？　メーカー様との確認に必要とされます。　英文版がない場合は、ＪＩＣＡ様にて作成可能でしょうか？	英文版はございません。当機構では作成いたしませんので、御社にて対応願います。	

No.	公示番号：機－１５０６Ａ－０１ 質　問　事　項	回答日：２０１５年６月１９日 回　答　内　容	調達部契約第三課長 備　考
6	”Page 27 の (4)注意事項　の　①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。及び Page 28 の 2 梱包条件　の　(1)海上輸送・航空輸送の共通事項　①仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500gを超えないようにすること。” の説明がございます。そこで質問ですが、、、機材仕様明細書を拝見しますと、メーカー名等の欄に KROHNE, CLA-VAL, グッドマン、フジテコム、計４社からの機材を用意する事になっております。メーカー様等からの依頼として、国内梱包仕様にて指定倉庫に搬入される案内がございます。この場合、輸出梱包を実行する時、例えば輸出梱包ケース内に複数のメーカーの製品を一緒に入れても良いのかどうか？　もしくはメーカー毎に輸出梱包としなければならないのかどうか？　輸出梱包を実行する前の国内梱包（内箱）にメーカーが解るようなマークは必要ないのでしょうか（メーカー及び機材を識別する為）？ 一梱包の重量が500KG以内であれば全てのメーカーの機材を一括梱包しても良いのかどうか？　ご回答お願い致します。その他注意すべき事があればコメントをお願い致します。	・輸出梱包ケース内に複数のメーカーの製品を一緒に入れても構いません。 ・国内梱包（内箱）には梱包条件書に記載のとおり契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付してください。 ・一梱包の重量が500KG以内であれば全てのメーカーの機材を一括梱包しても構いません。	
7	P21 入札説明書別冊I　の　機材仕様明細書　について 質問ですが、、、 １．付属品の個所で、”メーカー様より、通信用ケーブル（長さ25m、１本/台）が付きます”。 　機材仕様明細書に記載されていませんが、標準付属品として付けても宜しいでしょうか？ 2.　Part Number: KMAG3070-150b-IP68 ですが、”メーカー様より記載の部品番号は該当無しの回答がありました。この当該番号（KMAG3070-150b-IP68）はどこからピックアップされたのでしょうか？	1.No.1の回答をご覧ください。 2.より詳しくお調べください。	
8	P22　入札説明書別冊I　の　機材仕様明細書　について 質問ですが、、、 1.　保護等級：IP68以上（水中対応型）　ですが、<--メーカー様より、本体はIP68、変換器はIP67　となるようですが、支障ありませんでしょうか？ 2.　付属品：通信用ケーブル（長さ15m、1本/台）　はメーカー様より付属品として、付かない案内がありました。これは基本的には PRIMAYER社製データロガーとして、PRIMAYER社が用意すべき物との事のようです。 PRIMAYER社から見積もりを取らなければなりませんが、、、？ 3.　Part Number : KMAG3070-200B-IP68 ですが、”メーカー様より記載の部品番号は該当無しの回答がありました。この当該番号（KMAG3070-200B-IP68）はどこからピックアップされたのでしょうか？	1.No.2の回答をご覧ください。 2.No.4の回答をご覧ください。 3.より詳しくお調べください。	

No.	公示番号：機－１５０６Ａ－０１	回答日：２０１５年６月１９日	調達部契約第三課長
	質　問　事　項	回　答　内　容	備　考
9	輸送条件書(機材 No.1,2,3) P30　2 輸送条件(1)船積港 輸送条件に関して、ご確認をお願い致します。 機材No.1,2,3に関しまして、船積み港がニュージーランド国内港となっておりますが、機材No.1 に関して、日本にて仕入れたいと考えております。そのため、機材No.1の日本国内(空)港での船積を認めて頂きます様お願い致します。	機材No.1は銘柄指定です。 入札仕様に適合する機材であれば、日本出荷として応札されても結構です。	
10	機材仕様明細書 1-1 電磁流量計、1-2 電磁流量計 付属品 機材仕様明細書に於きまして、1-1 電磁流量計の付属品はメーカー規定標準付属品(一式/台)、取扱説明書(英語 1部/台) 、1-2 電磁流量計の付属品は通信用ケーブル(長さ15m、1本/台)、メーカー規定標準付属品(一式/台)、取扱説明書(英語　１部/台)と記載されております。しかしながら、Krohne社のKrohne Japan株式会社に問い合わせたところ、1-1 電磁流量計の付属品はメーカー規定標準付属品(一式/台)、取扱説明書(英語 1部/台)、通信用ケーブル(長さ25m、1本/台)であること、また、1-2 電磁流量計の付属品はメーカー規定標準付属品(一式/台)、取扱説明書(英語　１部/台)であり、通信用ケーブル(長さ15m、1本/台)は付属しないと指摘されました。また、通信ケーブルの長さも5m,10m,25mにのみ対応しており、15mの物には対応できないと指摘されました。1-1電磁流量計、及び、1-2電磁流量計の付属品はKrohne Japan株式会社の指摘通り、1-1 電磁流量計の付属品はメーカー規定標準付属品(一式/台)、取扱説明書(英語 1部/台)、通信用ケーブル(長さ25m、1本/台)、1-2 電磁流量計の付属品はメーカー規定標準付属品(一式/台)、取扱説明書(英語　１部/台)を採用してもよろしいでしょうか。	・1-1 電磁流量計 機材仕様明細書で銘柄指定されたとおりの品名、Part Numberの機材、付属品が構成されていれば問題ありません。「通信用ケーブル(長さ25m、1本/台)」がメーカー規定の標準付属品であれば、付属する事には問題ありません。 ・1-2 電磁流量計 機材仕様明細書に記載のとおりの通信ケーブルを特別付属品として構成してください。	

入札説明書に関する質問への回答書

案件名：サモア国沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト向け機材

本件入札説明書に関する質問と回答は以下の通りです。

No.	公示番号：機－１５０６Ａ－０１	回答日：２０１５年６月１５日	調達部契約第三課長
	質　問　事　項	回　答　内　容	備　考
1	Page 1. ”(5) 船積（空）港：国内の空港及びニュージランド国の港（受注者の手配による）”とございますが、エアー便もしくは船便、いずれかの選択で良い理解で宜しいでしょうか？	日本出荷機材は空送、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ出荷機材は海送と想定しています。	
2	Page 18. ”5.取引条件　仕向地渡し（内訳明細書機材 No. 1～3） 船積渡し（内訳明細書機材 No.4,5）” とございますが、何故1～3の該当機材は仕向地渡し（Samoa Water Authority, Vaitele Office, Apia）となり、４，５の該当機材は船積渡しなのでしょうか？　また船積渡しの解釈を今一度ご説明お願い致します。理由は、”Page 19　の 7 の 2) 船積渡し機材については、原則として船積７営業日前までに、Air Waybill, Invoice, Packing List（以下「船積書類」という。）を、～～～受注者に提出しなければならない。”とございます。 ここでの受注者とは入札を落札した企業である解釈をしておりますが、そもそも Page 19 の ７は”受注者は、”から始まっております。よって、受注者は、受注者に提出しなければならない解釈となり、これはミスプリントでしょうか？　それとも解釈違いでしょうか？　受注者（落札者）は、発注者（サモア国のSamoa Water Authority）に～～を提出しなければならないのではないでしょうか？　と言う事であれば、船積み渡し（船積みを持って受注者の責任を完了させる）の解釈として理解出来ますが、如何でしょうか？	入札説明書８頁「12 入札方法等の(9)」に記載の「JICA海外向け資機材調達の手引き(高額機材)(2014年7月版)」をご一読ください。 同手引き５頁にJICAの取引条件を以下の通り記載しています。 『なお、JICA では、次の考え方に基づき高額機材取引条件を定めています。 ・ 機材が第三国製品であり、第三国から直接出荷し仕向地で引渡しを行う場合には「仕向地渡し」とします。 それ以外は「船積渡し」とし、日本で船積し引渡しを行います。』 入札説明書19頁　第2条第7項の1)と2)の『…受注者に提出しなければならない。』は2015年6月15日付訂正公示のとおり『…発注者に提出しなければならない。』と訂正します。 なお、入札説明書20頁にあるとおり、発注者は当機構です。	
3	Page 20 の （輸出管理）第４条 ４ に於いて ”発注者「Samoa Water Authority」は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、当該品及び同物品の使用に不可欠な付属物の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生ずる損失は受注者の負担とする。”　とございます。　<--　落札し、受注者となり、ＪＩＣＡ様と契約を結んだ状態において、メーカー様への発注となります。そうなりますと決済条件が関与し、前払い等があった場合、そうでない場合もペナルティー支払が発生する可能性があります。　基本的にはＪＩＣＡ様と契約後は、このような一方的な付属物品の契約解除はあってはならいないと考えますが、如何でしょうか？　リスクとして存在するのであれば、どのような対策を講じる必要がございますでしょうか？	上記２記載の通り、発注者は当機構です。本件機材調達契約は、解除条件付き契約とご理解ください。	

No.	公示番号：機－１５０６Ａ－０１	回答日：２０１５年６月１５日	調達部契約第三課長
	質　問　事　項	回　答　内　容	備　考
4	Page 20 の（輸入通関）第５条　”仕向国における輸入通関は、荷受人又は発注者が行う。”とありますが、荷受人とは　JICA Samoa Office, Savalao, Apia, Samoa を指し、発注者は Samoa Water Authority, Vaitele Office, Apia の理解でいますが宜しいでしょうか？　ご確認まで。	荷受人は、ご理解の通りです。発注者は上記２、３のとおりです。	
5	P19 の（引渡方法）第３条　”受注者は、機材調達契約約款第５条の検査に合格した契約物品について、以下をもって、それぞれ引渡しを完了したものとする。 1）仕向地渡し機材については、～発注者の指定する者がそれを確認したとき。”　とございますが、出荷前検査は不要なのでしょうか？　また現地での当該機材の取扱いトレーニング、保守トレーニングは不要であると解釈しておりますが、宜しいでしょうか？　万がートレーニング等必要な場合は、メーカー様よりエンジニアの現地派遣費用が必要となってまいりますが、入札額には含まず理解にて宜しいでしょうか？	・仕向地渡し機材につきましては、出荷前立会検査ではなく、納入前立会検査となります。不合格の場合、機材調達契約約款第５条第４項により、「受注者は、第１項…による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を納め、再検査を受けなければならない」とされています。 ・ご指摘のトレーニングのための技師派遣業務は、本件入札には含んでおりません。	

入札説明書に関する訂正（公示）

案件名：サモア国沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト向け機材

本件入札説明書に関し、以下の通り訂正します。

No.	公示番号：機－１５０６Ａ－０１	訂正日：２０１５年６月１５日	調達部契約第三課長
	訂　正　箇　所	訂　正　内　容	備　考
1	入札説明書１９頁　機材調達契約書第２条第７項 ７　受注者は、 １）　仕向地渡し機材については、船積完了後、速やかに、Bill of Lading(B/L)、Invoice, Packing Listの写しを受注者に提出しなければならない。 ２）　船積渡し機材については、原則として船積７営業日前までに、Air Waybill、Invoice、Packing List（以下「船積書類」という。）を、船積完了後、速やかに、保険証券、保険料計算書、輸出許可通知書を受注者に提出しなければならない。	「　１）…　受注者に提出しなければならない。 　　２）…　受注者に提出しなければならない。　」を 「　１）…　発注者に提出しなければならない。 　　２）…　発注者に提出しなければならない。　」に訂正する。	